

煙火を消費する場合の手続(法第25条)

○ 提出書類

① 火薬類消費許可申請書・・・様式No.1

② 煙火消費計画書様式・・・様式No.20

③ 煙火消費作業従事者名簿・・・様式No.21

(注) 火薬類消費許可申請時に打揚従事者手帳を持参し確認を受けること。

④ 状況図(縮尺1:1,000以上)

(注) 打揚筒、仕掛煙火及び煙火置場の位置並びに立入禁止区域及び付近の状況を明示した図面とする。

⑤ 土地使用承諾書

(注) 他人の土地で消費する場合又は煙火置場を設置することに伴い他人の土地等を使用する場合は、土地使用の承諾を得ること。・・・書式例No.3

⑥ 火薬類消費同意書

(注) 他人に危害を加えるおそれがあると考えられる場合は、原則として同意を得ておくこと。・・・書式例No.2

⑦ 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例No.1

※ 点火玉を使用する場合は、別途譲受許可申請が必要となる。

○ 提出部数 1部

○ 提出先 消費地を所管する県土木建築事務所

○ 手数料 7,900円(山口県収入証紙を貼付すること。)

(参考) 打揚煙火の保安距離について

① 保安距離

スターマイン方式を含む打揚煙火の消費場所において確保すべき保安距離は次の表のとおりとする。

玉の種類	保安距離	1級(m)	2級(m)	3級(m)
7.5 cm以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9 cm以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12 cm以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15 cm以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18 cm以下		220	190	130
24 cm以下		250	210	130
30 cm以下		290	240	150
45 cm以下		300	250	150
60 cm以下		400	300	200

② 保安距離の適用基準

煙火の種類、消費場所、消費の方法の実態に応じて、次のとおり上の表の保安距離を適用する。

(1) 第1種地区における保安距離

ア 1級の保安距離とする。

イ 玉の内容及び打揚方法を**制限**するときには、2級の保安距離とする。

(2) 第2種地区における保安距離

ア 1級の保安距離とする。

イ 玉の内容及び打揚方法を**考慮**するときには、2級の保安距離とする。

(3) 第3種地区における保安距離

ア 2級の保安距離とする。

イ 玉の内容及び打揚方法を**考慮**するときには、3級の保安距離とする。
ただし、信号雷については、別途考慮する。

③ 打揚煙火以外の保安距離

煙火の種類、消費場所及び消費方法等の実態に応じて20m以上とする。

※詳細については、事前に協議すること。